

近隣市町の動向（前館長が報告した時点と変わりなし）

市 町 名	説 明
たつの市	公民館については、現在のところ指定管理者制度の予定なし。
	他の施設については、できる施設から順次民間委託に移行する予定。
	新宮町の温水プール、体育館、各地区のコミセンは地元管理委託。
姫路市	公民館については、現在のところ指定管理者制度の予定なし。
	各地区公民館は、地区連合自治会より囑託館長を推薦してもらい運営している。
	職員は、囑託館長と管理補助者の2名で勤務時間は、1日8時間で週4日勤務。
宍粟市	今現在は、民間委託する予定はなし。
相生市	今現在は、民間委託する予定はなし。
赤穂市	今現在は、民間委託する予定はなし。
加西市	今現在は、民間委託する予定はなし。
播磨町	平成18年度より指定管理者制度を導入。（詳細は下記のとおり）

記

1. 施設名 播磨町中央公民館（加古郡播磨町東本荘1丁目50番40号）
2. 施設の規模

建築年	昭和53年10月
構 造	鉄筋コンクリート造
延床面積	2,095㎡
施設内容	地階： 実習室・機械室 1階： 研修室1・特別研修室・大ホール・ロビー・喫茶コーナー・ 事務室・管理人室・トイレ 2階： 研修室3・4・5・視聴覚室・和室・料理教室・トイレ
年間利用件数	4,153件（平成16年度）
年間利用人数	89,081人（平成16年度）
3. 委託事業内容

ア) 館長業務	指定管理業務に統括的な責任を持ち、播磨中央公民館を統括し、利用者に対して公民館を代表する総統括管理責任者
イ) 施設及び設備の維持管理に関すること	
ウ) 物品の保管及び経理に関すること	
エ) その他庶務に関すること（人事・契約・広報他）	
オ) 使用料の徴収など窓口業務の運営管理に関すること	
カ) 社会教育法第22条の規定による事業	
キ) ボランティアの育成支援	
ク) 関係機関との連携	

ケ)利用状況の記録統計等に関すること

コ)その他公民館運営に必要なこと

それぞれの項目の詳細については、指定管理者運営仕様書に記載している。

4. 委託経緯

町長からの指示

平成15年9月2日に地方自治法の一部が改正され、指定管理者制度の導入が可能となった為に、町の方針として制度導入の検討、研究に着手する。(別紙参照)

公民館については、利用者グループが運営について以前より希望を持っており、平成16年度よりグループ代表者による、指定管理者になるべく準備をすすめた。

公募とした結果、3者の応募があり(民間1・NPO2)、NPO法人化とした利用者グループが指定管理者となり、平成18年4月1日より指定管理業務を開始する。

本庁舎外にある社会教育施設を指定管理者制度を導入(郷土資料館のみ町直営)
(公民館、コミセン、図書館、総合スポーツ施設等)

5. 委託先の状況

名 称 特定非営利活動法人まちづくりサポートはりま

事務所 公民館の住所

法人となったために定款を作り、その中で名称、事務所、目的、特定非営利活動の種類、事業等を記載。

(役員 理事10人以上30人以内、監事2人・任期2年・理事長は理事の互選で1名)

公民館は館長、副館長、事務長、いずれも理事と、法人が雇用している2名の事務員

6. 現在の運営 状 況

職 員 数 館長、副館長、事務局長、事務員2名 計5名

利用状況に応じて、ボランティアを加える

7. メリット

メリット

デメリット

利用時間の延長(以前9:00~17:30 現在8:30~21:30)

休館日の減少(17年度44日→18年度18日 月1回と年末年始のみ)

経費の節減(17年度と比べ約500万円の減)

利用者に対して柔軟に対応(利用者の要望に応じて公民館の自主事業として、新しい事業を展開している。)

デメリット

行政事務システムにやや不案内(例えば、館の修理でも1者だけの見積もりで行おうとしたり、議会提出資料の不備、遅延などがあった。)

8. その他

別紙参照

月1回 行政と5館(公民館・コミセン4館)とが連絡会議を開催

指 定 管 理 の 流 れ

平成17年1月	公共施設について指定管理者制度導入で動き出す
平成17年4月	指定管理施設関係課による調整会議開始(随時開催)
平成17年6月 議会	公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例制定
平成17年9月 議会	公民館設置及び管理に関する条例改正
平成17年10月7日～17日	募集要項の配布
平成17年10月19日	現場説明会(民間1社、NPO2団体出席)
	応募のあった関係者に公民館施設の内部説明会を実施
平成17年10月19日～21日	質問受付(受付期間を長くすると質問が多く回答に時間がかかる)
平成17年10月28日	質問に対する回答
平成17年10月28日 ～11月4日	募集(募集期間を長くすると多数応募されても困る)
平成17年11月4日	申請書提出期限
平成17年11・12月	応募者の個別ヒアリング実施、終了後選考委員会開催
平成18年1月13日	指定管理者選定通知(公募施設については12月末に通知)
平成18年1月下旬	臨時議会で指定管理者議決
平成18年2月上旬	公の施設に係る指定管理者の指定書送付
平成18年3月下旬	予算成立後、協定書締結

※ 3月には1ヶ月間NPOが事務の引継ぎを兼ねてボランティアで事務所に勤務する。

現在、事務所に囑託で勤務している職員を4月以降NPOの職員として採用する。

平成18年4月1日	指定管理者業務開始
-----------	-----------

社会教育課

送信元：中央公民館<tyukou@town.taishi.hyogo.jp>

宛先：社会教育課<syakyo@town.taishi.hyogo.jp>, 行革推進室<gyokaku@town.taishi.hyogo.jp>

CC：

表題：行革実施計画第3四半期取組調査状況について(報告)

日付：2007年01月30日火曜日 15:52 (+9:00)

標記の件、指定管理者導入市町について、下記のとおり 報告します。

市町名	指定管理期間	施設数(公民館数)
○たつの市	H18.9.1～H21.3.31	公募施設数 1(0)
〃	〃	公募外 16(0)
○赤穂市	H18.4.1～H21.3.31	公募施設数 1(0)
○播磨町	H16.4.1～H19.3.31	公募施設数 1(0)
〃	H18.4.1～H21.3.31	公募施設数 32(1)
○加西市	H19.4.1～H22.3.31	公募施設数 8(0)

近隣市町の動向

- たつの市 出来る施設から順次民間委託に持っていく。
現在新宮町の温水プール及び体育館、
各地区コミセン地元管理委託
- 姫路市 各地区公民館は、地区連合自治会より嘱託館長を推薦してもらい
運営している。職員は、嘱託館長と管理補助者の2名で勤務時間は、
1日8時間で週4日勤務です。民間委託する考えはなし。
- 播磨町 平成18年度より民間委託している。
NPO法人（委託運営したいと設立された法人）
予算的には、委託金37,281,000円で17年度予算より1割減）
- 電話で問い合わせたところ、メリットばかりである・
- ① 開館時間の延長 以前は、午前9:00～5:30→午前8:30～午後9:30
 - ② 休館日が週1回→月1回に変更
 - ③ 住民からの苦情は今のところなし。
 - ④ NPO法人からの要望等はなし。（委託料の値上げ等）
 - ⑤ 各地区のコミュニティセンター（4地区）は地元自治会委託にしている。
- 宍粟市 今現在は、民間委託する考えはなし。
- 相生市 今現在は、民間委託する考えはなし。（館長は嘱託職員、用務員パート）、
- 赤穂市 今現在は、民間委託する考えはなし。

近隣・県下市町の公民館指定管理者導入状況(第3四半期)

市 町 名	公 民 館 数	内 導 入 数	導 入 期 間
たつの市	9	0	H18.9.1 ~ H21.3.31
赤穂市	9	0	H18.4.1 ~ H21.3.31
播磨町	1	1	H18.4.1 ~ H21.3.31
加西市	4	0	H19.4.1 ~ H22.3.31
太子町	5		検 討 中

※管理運営業務指定管理者運営仕様書を入手し、検討しているところである。

文化会館の指定管理者制度に伴う導入状況

施設名 たつの市総合文化会館
(愛称) あかとんぼ文化ホール

施設の概要 所在地 たつの市龍野町富永
開館年月日 平成9年4月1日
建設費(用地費除) 4,573,000千円
敷地面積 22,030㎡ 建築面積 6,337㎡ 延床面積 8,168㎡
構 造 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り4階建て

<大ホール>

客席 1,100席(固定席)車いす席6席 母子鑑賞室
舞 台 プロセニウム形式(可動式)
高さ7.8m~10.2m 間口16.6m 奥行15m
オーケストラピット(使用時は86席減)音響反射板等
楽屋 楽屋1(5人) 楽屋2(5人) 楽屋3(12人) 楽屋4(12人)
楽屋5(5人)

<中ホール>

客席 342席(固定席)車いす席4席
舞 台 プロセニウム形式(可動式)
高さ7m 間口10.9m 奥行7m
楽屋 楽屋6(10人) 楽屋7(4人) 楽屋8(4人)

<リハーサル室> 面積159㎡ 収容人員60人
<ギャラリー> 面積127㎡ 展示壁面の最大延長77m
<会議室1> 面積70㎡ 収容人員40人
<会議室2> 面積42㎡ 収容人員16人
揖保川ふれあい水防センター(河川展示室) 面積200㎡

(愛称) アクアホール

施設の概要 所在地 たつの市揖保川町正條354番地1
開館年月日 平成13年5月1日
建設費(用地費除) 2,320,000千円
敷地面積 5,491㎡ 建築面積 3,274㎡ 延床面積 5,396㎡
構 造 鉄筋コンクリート造り4階建て
<ホール>
客席 1階 408席(固定席)2階82席 車いす席4席 母子鑑賞室

舞 台 寸法 間口13.8m奥行10.8m 高さ8m
面積340㎡

楽屋 楽屋1(13㎡) 楽屋2 楽屋3間仕切りにより2室可(35㎡)
控室(8人)

<リハーサル室> 面積96.5㎡ 収容人員50人

<ギャラリー> 面積101㎡

<会議室1> 面積29㎡ 収容人員12人

<会議室2> 面積29㎡ 収容人員16人

<研修室> 面積67㎡ 収容人員36人

委託の経緯 平成18年3月議会に「公の施設の指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例」の提案をし、その中で「たつの市総合文化会館条例」を一部改正し、施設の管理を管理委託制度から指定管理者制度へ移行した

公募等 改正前の地方自治法第244条の2第3項により、設立当初より(財)童謡の里龍野文化振興財団に管理委託していたが、指定管理者制度導入検討委員会で公募を行わないで現行の財団を指定管理者として指定することになった

期間は、平成18年9月2日から2年6月間

運営状況 (組織) 別紙のとおり

18年度管理運営委託料180,128千円

18年度主催公演補助金 55,300千円

メリット、デメリット 会館設立当初より(財)童謡の里龍野文化振興財団に管理委託していたものを、指定管理者制度へと変わっただけなので、その効果は無い

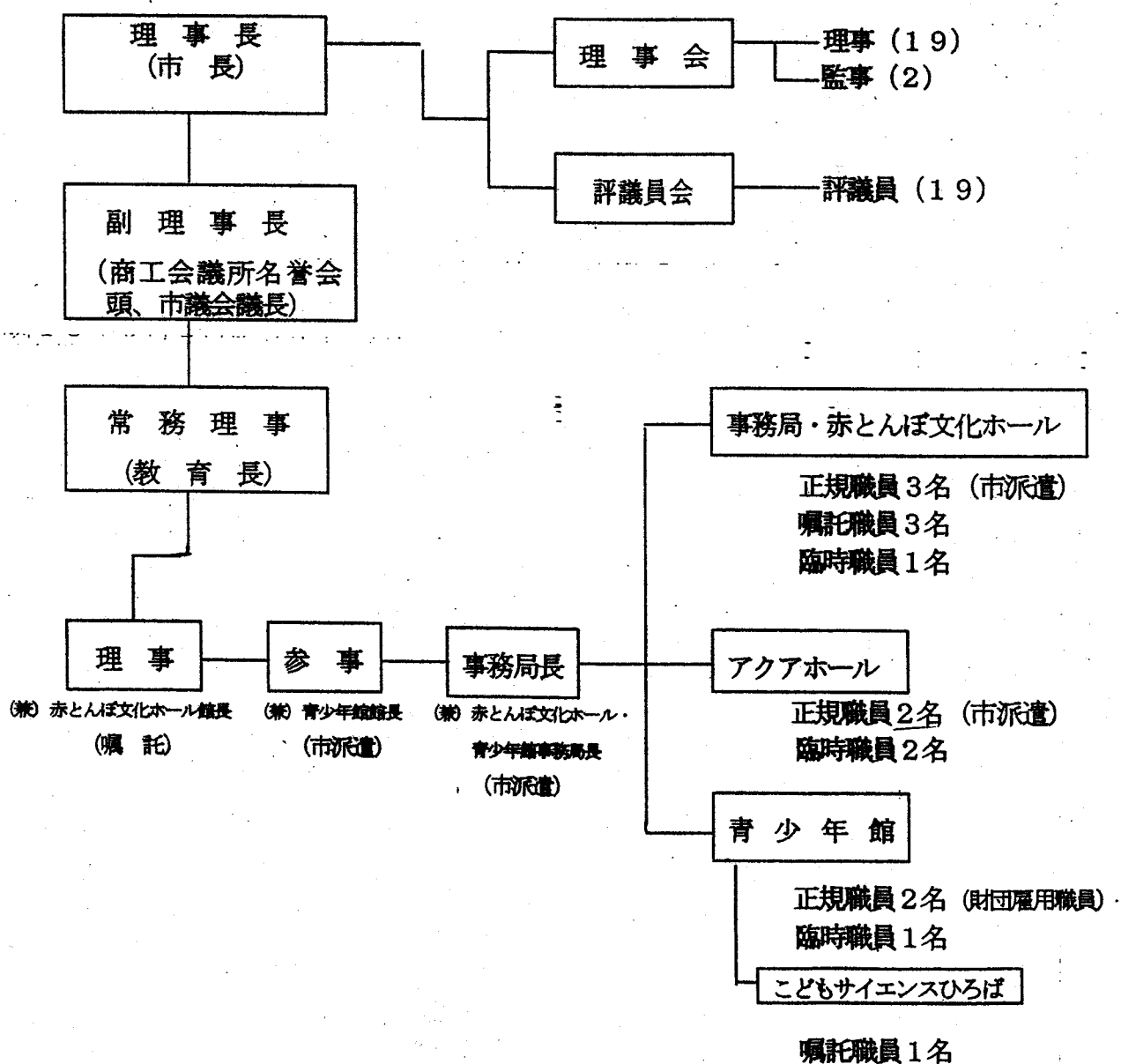
その他 青少年館も、(財)童謡の里龍野文化振興財団が管理委託
市派遣職員の人件費は一般会計より支出

照会先 たつの市総合文化会館 八木事務局長(たつの市職員)

(財) 童謡の里龍野文化振興財団の概要

- 1 所在地 たつの市龍野町富永地先 たつの市総合文化会館赤とんぼ文化ホール内
- 2 設 立 昭和63年(1988年)4月1日
- 3 基本財産 200,000千円
- 4 設立目的 昭和59年(1984年)10月の「童謡の里宣言」の後、童謡の里づくりを推進してきたが、平成元年(1989年)の三木露風生誕100年祭の開催を機に、その前年に住民の自発的、積極的な参加を得て、龍野の文化及び童謡の振興を図ることにより、地域の向上と併せて児童文化意識の高揚及びこころ豊かな人間性の創造に寄与するため設立したものである。

5 組 織 (平成19年4月1日現在)



施設名 加西市民会館

施設の概要 所在地 加西市北条町古坂1-1
開館年月日 昭和54年11月1日
建設費(用地費除) 1,186,000千円
敷地面積8,099㎡ 建築面積3,378㎡ 延床面積5,982㎡
構造 鉄筋コンクリート造り3階建て

<文化ホール>

客席 1,000席(固定席)車いす席6席 母子鑑賞室

舞台 高さ7.5m 間口18m 奥行10m

脇花道 7m×1.5m(両軸)

ホワイエ 450㎡

楽屋 楽屋3室(大室1・小室2)控え室1

リハーサル室 1室

映写投光室

<コミュニティセンター>

1階 会議室、各種団体事務所6室

2階 視聴覚室、会議室、和室、工芸室、美術教室、料理教室、ギャラリー

3階 小ホール(いす席300人)、遊戯室、研修室、談話室、グループ活動室、和室2、娛樂室、ロビー

委託の経緯 会館設立当初より(財)加西市都市施設公社が管理運営していたが、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、加西市民会館について住民の更なる向上と管理運営の効率化を図るため指定管理者を広く公募した

指定管理者 国際ライフパートナー株式会社(民間事業者)
この会社は他に4市を指定管理者として受託している
期間は、平成19年4月1日から3年間

運営状況 管理運営委託料179,010千円(自主事業費を含む)
(59,670千円/年×3年)
指定管理料は増減があっても清算はしない
施設修理(経年劣化)費1件50万円以上は市が負担
委託前職員5.5名(市職員1名・市嘱託OB1名・臨時社員3名・専務0.5名)

委託後職員 5 名（正規社員 2 名・臨時社員 3 名）

17 年度委託金 79,302 千円

メリット、デメリット （財）加西市都市施設公社より委託してから 2 ヶ月しか経過していない為、特に利用者からは声として届いていない。が、会館の利用者よりアンケートを取る等の創意工夫が見られるなど今後に期待をしている。

照会先 加西市総務課 藤後氏

施設名 宍粟市山崎文化会館
(愛称) サンホールやまさき

施設の概要 所在地 宍粟市山崎町鹿沢88-1
開館年月日 昭和62年11月1日
建設費(用地費除) 917,000千円
敷地面積7,918㎡ 建築面積2,162㎡ 延床面積3,540㎡
構造 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り3階建て
<大ホール>
客席 644席(固定席) 車いす席4席 移動席18席 母子鑑賞室
舞台 高さ8m 間口14m 奥行12m
音響反射板等
楽屋 楽屋2室
リハーサル室 面積104㎡
特別会議室22㎡
会議室 面積60㎡
研修室 面積151㎡
和室 面積40㎡
茶室 面積7㎡

事業の内容 文化会館の運営、文化会館の施設並びに設備の維持管理、文化(自主文化)事業の開催

委託の経緯 指定管理者としての能力を活用し、会館の利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって文化の向上と公共福祉の増進を図ることを目的に管理運営を委託した。
指定期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日

委託先 (財)山崎文化振興財団

現在の運営状況

職員数 財団法人3名 臨時1名
指定管理料(19年度当初) 43,000千円(年4回払い)
自主文化事業補助金 7,500千円
平成18年度清算 1,500千円を市へ返納

メリット、デメリット 現在のところ特になし

理由 指定管理者制度を導入するにあたり、公募することなく、指定管理者制度導入前の（財）山崎文化振興財団を指定管理者としたため

その他

施設改修費1件100万円を超える場合は市と協議

照会先 中央市行革推進課 森本氏

指定管理者制度を導入した施設の調査報告

施設名	播磨町立図書館
業務内容	本の貸出・返却 宅配 代理購入 コピー(文献複写)
規模	床面積 1,184.5㎡ 地上2階建て
蔵書冊数	119,206冊
委託経緯	当時の町長が、社会教育施設は全て指定管理でいく、と決定した。
委託先の名称	株式会社図書館流通センター(TRC)
委託開始時期	平成18年4月
契約期間	3年間。運営が期待通りであれば契約終了時に5年契約に移行するであろう。
委託料	各年度5,500万円(図書購入費、マーク等の料金、光熱水費、人件費、20万円以下の修繕料等) 委託以前より約60万円減。数年前から、職員数を減らし、館長は、本庁の職員の兼務とし、人件費を抑制していた。光熱水費は本庁で一括して支払っていたため単純には比較できないが。
職員数	TRCの社員 2名 パート 10名
メリット	民間のノウハウを導入して、運営しているため状況はよい。 本の宅配をしたり、講座を開くなど、以前はできなかったサービスをしている。 休館日は、75日から35日に減少。 開館時間は、旧来10時から18時までを、9時半から19時までと、延長。 平成18年度は、前年度より利用が増加。
デメリット	東京本社で経理をするため、指定管理料の決算等の報告が遅く、議会の要求に間に合わないことが多い。
回答者	播磨町生涯学習グループ 高倉リーダー

播磨町立図書館指定管理者募集要項

播磨町立図書館の指定管理者になる法人その他の団体を、次のとおり募集します。

1. 施設

(1) 施設概要

名称 播磨町立図書館
所在地 加古郡播磨町東本荘1丁目5番55号
設置目的 住民の教養、調査研究、レクリエーションに資するため
建築年 昭和57年10月
構造 鉄骨コンクリート造
階数 地上2階建て
敷地面積 1,123㎡
延床面積 1,184.5㎡(1階644.7㎡2階539.8㎡)
施設内容 1階：開架書架・トイレ・カウンター・BM書庫(従業員ロッカー置場含む)
2階：参考図書室・学習室・視聴覚室・事務室・閉架書庫・トイレ・ロビー
蔵書冊数 116,794冊(平成17年3月末)
年間貸出人数 102,280人(平成16年度：団体含む)
年間貸出冊数 364,322冊(平成16年度：団体含む)

※ 別紙施設調査参照のこと

(2) 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで(3年間)

(3) 開館時間

午前10時から午後6時まで(7月1日から8月31日までは午前9時30分から午後6時まで)
指定管理者指定申請者は、開館時間の延長を提案できます。

(4) 休館日

12月29日から翌年の1月3日まで(指定管理者が必要と認める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて臨時に休館し、又は休館日を変更することができます。)

指定管理者指定申請者は、年間の臨時休館日を提案してください。

(5) 管理運営方針

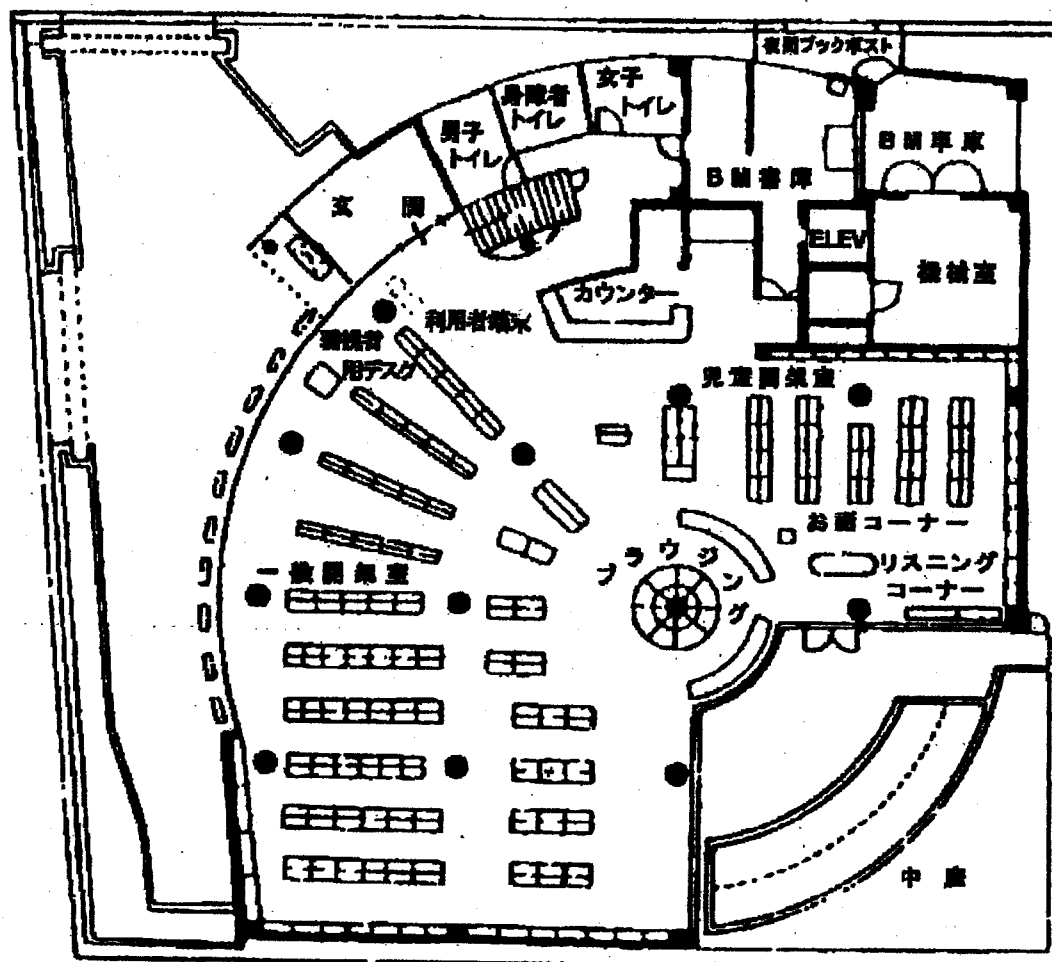
図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、提供するとともに必要な事業を行い、住民の教養、調査研究、レクリエーションに資することを目的としています。幼児から高齢者まで住民全ての生涯学習に資することで、豊かな地域文化を創造する施設です。

図書の購入にあたっては、多種多様な蔵書構成を進める一方、住民がより本に親しめるよう行事を行い、図書館への一層の関心と利用の拡大を図り、身近な住民交流の場となることを目指します。

指定管理者制度導入により、市場メカニズムに基づいた事業展開のなかで蓄積された民間ノウハウ

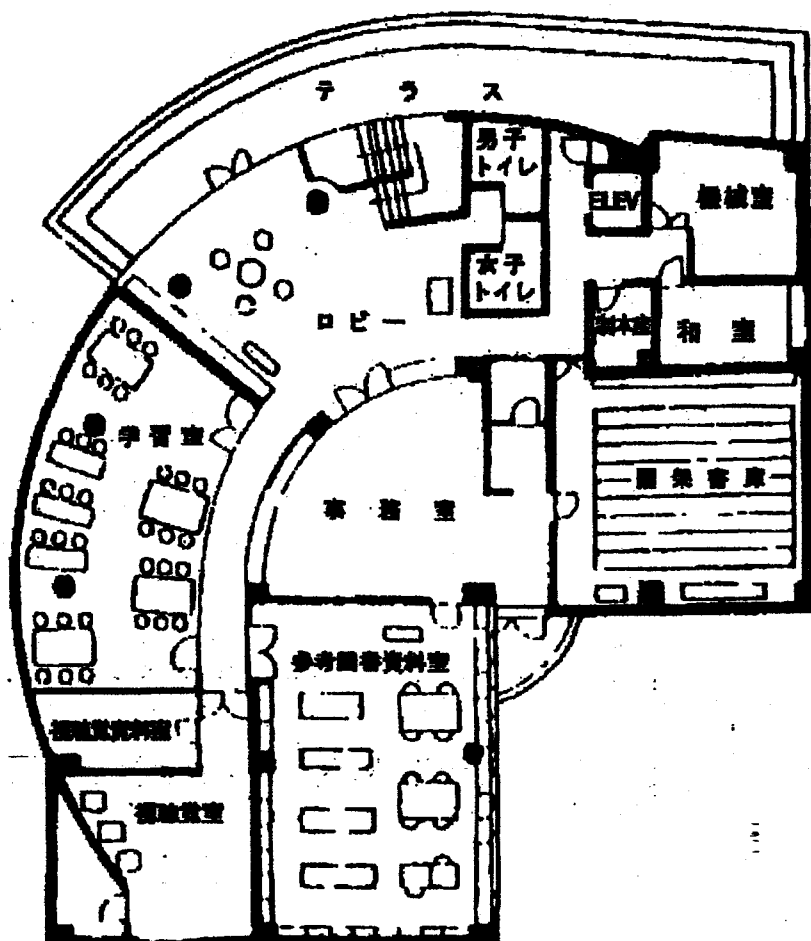
1. 館内参考図

1階



< 1 階 >	
室名	延面積 (㎡)
一般開架室	403.08
児童開架室	87.78
玄関	17.24
B M 車庫	27.13
B M 書庫	29.10
機械室	22.24
エレベーター機械室	4.81
男子便所	8.57
女子便所	8.01
障害者便所	7.14
階段	6.04
廊下	18.94
エレベーター	5.05
合計	642.93

2階



< 2 階 >	
室 名	延面積 (㎡)
参考図書資料室	93.2
視 聴 覚 室	34.88
視 聴 覚 準 備 室	14.78
学 習 室	71.88
図 書 室	71.08
事 務 室	61.16
湯 沸 室	4.59
和 室	15.88
機 械 室	22.77
資 材 倉 庫	6.67
物 入	1.64
男 子 便 所	7.24
女 子 便 所	7.73
ロ ビ ー	74.01
エ レ ベ ー タ ー	4.28
階 段	9.47
廊 下	40.72
合 計	540.93

利用方法

開館時間	9時30分～19時
休館日	毎月第2・第4水曜日 年末年始（12月29日～1月3日）
利用資格 （本やCDを 借りられる方）	播磨町在住の方、播磨町に通勤・通学されている方 東播磨地区8市2町（明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、多可町、稲美町）にお住まいの方 ◇図書利用カードの更新および再発行のときは、本人確認をさせていただきますので、身分証明書（免許証・保険証・学生証）を必ずお持ちください。
閲覧	閲覧は、どなたでも自由にできます。
貸出	貸出には利用カードが必要です。 図書・雑誌は1回に5冊まで、AV資料（CD、レコード、カセット）は3点まで、2週間借りられます。 （なお、一部には貸出ができない資料があります。）
返却	休館日や開館時間以外に本をお返しになるときは、図書館に設置している「ブックポスト」をご利用ください。 ※AV資料と他の図書館から借りた図書は「ブックポスト」への返却はできません。 返却日までに読み終わらないときは、播磨町立図書館の本に限って、他の方が予約していなければ2週間延長できますので、借りた図書と利用カードをお持ち下さい。AV資料と雑誌は延長できません。
予約 取り寄せ	貸出中の資料をホームページ・館内利用者端末・館内カウンターから予約できます。また、当館にない本は近隣図書館から取り寄せ貸出ができます。 貸出中でない場合も電話・FAX・郵送申込に限り予約できます。 ◇メールアドレスを登録していただければ、予約した本などが準備できたときのお知らせはメールで行います。パソコン・携帯電話どちらでも結構です。パスワード登録申込書にご記入の上、図書館カウンターにお持ちください。 ご予約は一人さまにつきクエストと併せて上限15件となります。このうちAV資料のご予約は上限3件となります。
リクエスト	お探しの本が図書館にないときは、所定の用紙にてお申し込みください。新たに購入したり、県立図書館や他市町の図書館から借りてきて、ご用意いたします。 なお、借用した図書については、利用に一部制限がありますので、ご注意ください。 リクエストは一人さまにつきご予約と併せて上限15件となります。 ※文庫本のリクエストの購入は行なっていません。 ◇視聴覚資料（音楽CD）の購入を停止します。 図書の購入を第一と考えており、民間事業者が行っているレンタル店の存在、また、厳しい財政事情の中、視聴覚資料の購入はしばらく停止させて

	いただくこととなりました。CDのリクエスト制度についても、平成17年8月31日をもって、終了しました。
宅配	播磨町にお住まいで、育児中、ご高齢などの理由で、来館が困難な方に、無料で図書館資料をお届けします。詳しくはこちらをご覧ください
代理購入	ご家庭などでインターネット環境がなく、お近くに書店がないため、図書購入に時間、費用がかかってしまう方のために図書の代理購入をいたします。詳しくはこちらをご覧ください
コピー	著作権の範囲内で、図書館の資料をコピーすることができますので2階事務所へお申し出下さい。(1枚につき10円 カラー40円)

◇平成18年4月1日より、播磨町立図書館は指定管理者制度を導入し、株式会社図書館流通センターが管理・運営することになりました。図書館を利用される皆さまへの更なるサービスの向上を目指し、努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、平成18年4月より上記の通り、開館時間及び休館日が変更になりました。皆さまのご利用を職員一同お待ちしております。

トップページへ戻る

指定管理者制度を導入した施設の調査報告

施設名	稲美町立図書館
業務内容	本の貸出・返却 宅配 レファレンス 文献複写
規模	床面積 863㎡ 地上2階、地下1階(機械室)
蔵書冊数	93,587冊
委託経緯	平成17年1月 町が公募。図書館支援ボランティアを法人化した下記NPOが町の要請で応募、採用された。
委託先の名称	特定非営利活動法人 ライブラリーCOSMO
委託開始時期	平成17年4月
契約期間	3年間
委託料	平成17度 33,103千円 平成18度 33,108千円 平成19度 33,108千円 委託料の内容は、図書購入費、備品購入費、コンピュータシステム運営費、人件費等。 施設の保守管理、光熱水費、電話料金等は町役場が負担する。 人件費は委託前の約3分の1になったが、抑制されすぎているので次回の入札では増額する予定。
職員数	館長(非常勤・NPO理事長)1名 正職員4名 アルバイト 1日平均従事者6名
メリット	平成17,18年とも、事業数が増え、全体的に利用が増加。 開館時間を、旧来10時から18時までを、9時から18時まで、7、8月は9時から21時までと延長。 ボランティアの活用で住民に自分たちの図書館という意識が生まれ、図書館に活力が出た。 決裁が図書館内で済むので、効率よく運営できるようになった。
デメリット	7,8月は21時まで開館しているが、20時を過ぎると利用が減る。長時間の開館は人員配置が難しい。
その他	開館当初から、貸出利用に、町内在住、在学、在勤の制限無し。 駐車場が広く、無料であるため、貸出利用者の6割が町外の利用者。
回答者	特定非営利活動法人 ライブラリーCOSMO理事長兼館長 山本ひとみ氏

◎指定管理制度を導入した近隣の博物館施設の状況について

赤穂市立歴史博物館

所在地 赤穂市上飯屋 916-1 (tel. 0791-43-4600 fax. 0791-45-3501)

施設の概要 敷地面積 3,272 m² 建築面積 1,203 m² 延床面積 2,044 m²
 展示面積 1,071 m²
 構造 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨) 2階建
 開館 平成元年 4月
 学芸員 1名 (常勤)

委託経緯 平成18年度より指定管理者制度を導入。
 総務・学芸 (管理・事業) ともすべてを委託している。
 平成18～20年の3年間は、民間へ委託するための準備期間という位置づけ、18年度は指定管理者を公募せず、赤穂市文化振興財団に委託。
 平成21年度から、指定管理者を公募する (計画)。

委託先 赤穂市文化振興財団

現在の状況 現在、職員は館長 (役場の課長職) 1名、館長代理 (学芸員、係長職) 1名、
 その他 臨時職員 2名、計4名。平成17年度まで名誉館長がいた他は、平成16年以前から
 変わっていない。

役場の職員が財団へ出向して運営を行い、委託の前後で人員に変化はない。身分等も役場勤務当時のまま。

運営面では、平成21年度からの指定管理者公募に備え、施設の修繕等に主力をおいている。そのため、これまで年2回行っていた企画展 (特別展) を1回に減らし、その分の予算を施設の修繕にまわしている。したがって、企画展示等の事業費は減っている。

以前は入館者数を重視していたが、入館料を重視するように意識がかわってきた。そのため優待券等の発行も止めた。

常設展入館料	個人	団体 (30名以上)	// (100名以上)
大人 (高校生以上)	200円	160円	120円
中学生・小学生	100円	80円	60円

その他、開館時間 (9:30～17:00)、休館日 (火曜日・年末年始) 等、変化なし。

資料の整理、データベース化については、行っていない。指定管理に出すに当たって、収蔵資料を明確にすることは不可欠だが、それに対する予算が付かず、実施できていない。

収蔵資料については、充分なリスト化もできておらず、所在確認もはっきりできていない状況。

現在の赤穂市文化振興財団への委託は、民間委託への準備段階という考え方をしている、現時点でメリット・デメリットを考えていない。

明石市立文化博物館

所在地 明石市上ノ丸 2-13-1 (tel. 078-918-5400 fax. 078-918-5409)

施設の概要 敷地面積 6,609 m² 建築面積 2,160 m² 延床面積 5,039 m²
構造 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階建
※ギャラリー・大会議室について、貸し館を行っている。
開館 平成3年10月
学芸員 5名

委託経緯 平成19年度より指定管理者制度を導入。
総務・学芸(管理・事業)ともすべてを委託している。
平成18年8月に指定管理者を公募し、6団体の応募があり、同年10月に選定委員会を開催、指定管理者候補者を決定、同年12月議会で議決を経て決定。平成19年1月に協定書を締結し、4月1日より指定管理者制度開始。

委託先 乃村工芸社・NTTファシリティーズ共同事業体(平成19~21年度、3年間)
乃村工芸社は大手の展示・事業企画業者で、長崎県立歴史博物館、佐賀県立宇宙科学館、東京・葛飾柴又寅さん記念館などの指定管理者になっている。
NTTファシリティーズは、ビルメンテナンス業者。

現在の状況 現在、職員は13名(うち、乃村工芸社社員12名、NTT社員1名)。
その他 学芸員5名で、いずれも他の博物館施設で学芸員として勤務してきたキャリアを持つ者。
昨年度は常勤職員9名、臨時職員10名、計19名で、うち、学芸担当者5名(常勤、うち1名教員)。これらの職員はすべて博物館を離れた。

運営面では、展示事業は、「運営仕様書」により、年3回の特別展、年5回以上の企画展(うち、3回は、明石ゆかりの作家の作品展、文化財担当課と共催の埋蔵文化財展、くらしのうつりかわり展)を維持するよう指示があり、従来と変わらない。

講座事業は、従来から特別展・企画展関係のものしか行われていない。
その他、「運営仕様書」により、従来の事業展開が維持されるよう、指示されている。

常設展入館料は以下の通り。現在のところ変化なし。

常設展入館料	個人	団体(20名以上)
一般	200円	160円
高校生・大学生	150円	120円
中学生・小学生	100円	80円

開館時間が30分延長された。 9:30~17:00 → 9:30~17:30
休館日が減った。 月曜日・第3火曜日・年末年始 → 月曜日・年末年始
特別展開催中は無休

指定管理にするにあたり、収蔵資料を明確にするため、平成14年度から収蔵資料のデータベース化を進めてきた。当初、700万円/1年、その後減額されて350万円/1年になった（国庫補助あり）。しかし、指定管理までに間に合わず、現在もそれに2名が専従して継続中。

開館以来15年を経過し、そのリニューアルについての提案も、指定管理者の業務に含まれている。

指定管理制度を導入してまだ3ヶ月に満たない状況で、メリット・デメリットについては不明。

（参考）太子町立歴史資料館

施設概要	敷地面積	— m ²	建築面積	724 m ²	延床面積	1,159 m ²
	展示面積	422 m ²				
	構 造	鉄筋コンクリート造2階建				
	開 館	平成5年11月（常設展示は平成9年3月）				
	学 芸 員	1名（常勤）				

指定管理者導入について

近隣市町で指定管理者を導入している市は姫路市、播磨町、赤穂市の2市1町ですべて外郭団体に管理委託を行っている。

市町運営管理市町は、たつの市、上郡町、稲美町、市川町、加美町、福崎町、猪名川町すべての市町村で今後は指定管理者導入を検討するようである。

一般公募については近隣市町では実施市町はないが、姫路市は今後検討するようである。ただ、篠山市の一般公募における管理業務で市町担当者の管理用務の指導等に問題がある旨の労働基準局からの行政指導があった旨の報道等のように、委託管理を行なうと委託管理会社の職員に対し指導等の行為は出来ない、あくまで管理会社の管理運営に委ねることになり、公共施設の運営管理には馴染みにくい面があるように思う。

太子町の社会教育体育施設は、町民体育館、陸上競技場、町民グラウンド2、テニスコート自主事業（スポーツ教室等）を行なっているのは、町民体育館のみで他は貸出し施設である、

指定管理者導入に向け体育館の業務内容を貸館のみとし、自主事業は社会教育課社会体育係により対応する。これにより体育施設はすべて貸出しのみの管理となる、指定管理者本格導入までは、使用料の徴収、公金の取り扱いの関係で嘱託職員を配置し他の人員はすべてシルバー委託とする。

これにより、休館日は年末12月29日から年始1月3日までのみとし、後はすべて開館とし利用者の利便性を図る。